

# 令和2年度三重とこわか国体・三重とこわか大会ダンスキャラバン業務委託仕様書

## 1 業務名

令和2年度三重とこわか国体・三重とこわか大会ダンスキャラバン業務委託

## 2 業務の目的

令和3年に三重県で開催する三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「両大会」という。）の開催に向け、キャラバンによるイメージソング「未来に響け」に合わせて振り付けた「とこわかダンス」の指導・普及活動を行うことで、両大会の機運を醸成するとともに、県民の参加機会の確保と参加意欲の向上を図る。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月19日（金）まで

## 4 業務内容

とこわかダンスの指導・普及活動を行う。

### (1) 実施回数

45ポイント以上（詳細は以下のとおり）

### (2) 活動実施時間

1回あたり45分～100分程度

（授業1限分50分までを1ポイント、連続する2限分100分までを1.5ポイントとする）

### (3) 訪問予定場所

- ① 県内各市町の保育所、幼稚園、小・中学校等、イベント会場など
- ② 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局（以下「実行委員会事務局」という。）が別途指定する教職員等への研修会
- ③ 三重県内のイベント会場やその他実行委員会事務局が募集した団体等

### (4) 活動人数

ダンス指導リーダー 1名以上

ダンス指導補助員 1名以上

## 5 業務に係る事項

本業務の実施にあたり、次の項目について留意すること。

- (1) 本業務を実施するにあたり、限られた時間の中で効率よくダンスの指導ができるよう、実行委員会事務局と協議、連絡調整等を行える体制を整えること。また、契約締結後、迅速に活動できる体制とすること。
- (2) ダンスキャラバン業務の実施に関する日程や会場調整は、実行委員会事務局が行うが、必要な機材等の確認は受託者が行うものとする。
- (3) 業務委託期間は令和3年3月19日（金）としているが、令和2年10月末頃までに重点的に実施するものとする。
- (4) ダンスの指導・普及は、基本的には各会場に1つのバージョンについて行うものとする。（ダンスのバージョンについては、三重とこわか国体・三重とこわか大会のホームページで確認するものとする。）  
また、1ポイントの場合はサビを中心に、1.5ポイントの場合はおおむね1曲分を指導することとする。

- (5) 本業務における派遣先へは、受託者が各自で移動すること。  
なお、移動にかかるガソリン代、交通費等については受託者が負担すること。
- (6) ダンスキャラバン業務を実施する際、両大会広報用ポロシャツ等を着用することとし、それらの物品の購入費用については、受託者が負担すること。
- (7) ダンスキャラバン業務実施の際に必要なスピーカー等は受託者が準備、操作すること。なお、音源のデータとダンス動画振付映像については、実行委員会事務局から提供する。

## 6 業務遂行体制

### (1) 業務担当者等

次の業務担当者を置くこと。

#### ア 業務統括者

本業務の趣旨を理解するとともに、実行委員会事務局と連絡を緊密に行い、円滑に業務を遂行できるように管理を行う。

#### イ ダンス指導リーダー

ダンスキャラバン業務実施時に、両大会の説明、ダンスの説明やポイントの指導を行うとともに、キャラバン業務実施時のスケジュール管理やマネジメントを行うこと。

#### ウ ダンス指導補助員

ダンスキャラバン業務実施時に、小学生やダンス未経験者がダンスを習得できるよう、ダンス指導リーダーを補助し簡単にわかりやすく指導すること。

### (2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図を提出すること。

連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

## 7 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務終了後、令和3年3月19日（金）までに以下の（1）（2）の書類を提出すること。

- (1) 業務の実施日と内容、参加者数、実施状況を記載した実績報告書
- (2) 業務完了届

## 8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

## 9 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注者に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関

係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。